

令和 8年 9月 25日

競争参加資格確認申請者 様

島根県東部県民センター所長

設計図書に対する質問の回答書

設計図書に対し質問がありましたので、下記のとおり回答します。

記

工 事 名	島根県営住宅（松江市大輪団地 905 号室）復旧工事	
質 問		回 答
①図番-1 特記事項の②仮設工事に現場事務所は敷地内に設置できるとありますが、設置位置をご指示ください。また工事車両は敷地内に駐車可能でしょうか。産廃コンテナは設置可能でしょうか。		①図面番号6に設置可能箇所を示します。 また工事車両及び産廃コンテナは敷地内の利用が可能です。
②図番-1 同上の現場事務所について、電気・水道は既設を使用する事は可能でしょうか。可能な場合は、小メーターを設置し、使用でよろしいでしょうか。不可の場合は、発電機を設置してもよろしいでしょうか。		②現場事務所への既設の電気・水道の使用については既設部分の管理者へ協議を行い、了承を得られれば使用が可能です。小メーターの使用についても協議により決定してください。 また、不可の場合、発電機の使用を認めます。
③図番-7 和室天井仕上げ材の化粧石膏ボード 厚 9.5(木目)は現在廃品となっております。石膏ボード+木目調クロス貼りで考えてよろしいでしょうか。		③化粧石膏ボード 厚 9.5（木目）は新営時に採用した材料に限定しておらず、現在取り扱いのある材料を想定しています。



附近見取図

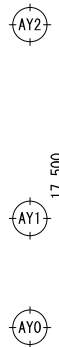


都市計画区域内（近隣商業地域、第一種住居地域）
容積率：200%、建蔽率：60%・80%
防火地域指定無し、法22条区域
島根県建築基準法施行条例第4条に規定するがけは存在しない。

【工事概要】

火災により損傷した住戸905号室の復旧工事を行う。

- ・内部撤去工事
- ・内部改修工事



前面道路
一般国道431号線

中電柱
附中(支)11左4

住宅棟
RC造 10階建

AX1

AX6

AX7

AX11

凡例

対象住戸

現場事務所及び
産廃コンテナ設置範囲

図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月	担当者	島根県東部県民センター	ルポロ建築設計事務所
6 (52)	島根県営住宅（松江市大輪団地905号室）復旧工事	附近見取図・配置図	1：300	R8.2		設計者 一級建築士第358213号 森本明樹	一級建築士事務所登録 第10646号 一級建築士登録 第335059号 梶田裕幹